

日本栄養学学術連合規約

〔名称〕

第1条 本連合は、日本栄養学学術連合と称し、その英語名を Federation of Japanese Nutrition Societies : FJNS とする。

〔目的〕

第2条 本連合は、栄養学の研究および社会における実践活動を円滑かつ効果的に推進するために、栄養学関係の学術団体が個々の活動を維持しつつ、情報交換・情報共有を行い、必要に応じて社会に対してアドボカシー（政策提言等）を行うなど、連携協働した活動を行うことを目的とする。連携活動を強化することにより、栄養学の学術としての質を高め、その成果をもって日本人の健康寿命の延伸および生活の質の向上に寄与することをめざす。

〔活動〕

第3条 本連合は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 栄養学の研究および社会における実践の質の向上にかかる活動
- (2) 栄養学の学術成果の積極的な社会への発信にかかる活動
- (3) 日本学術会議および国内外の学術組織との交流・相互協力
- (4) その他、本連合の目的を達成するために必要な活動

〔構成〕

第4条 本連合は、本連合の趣旨に賛同し、所定の入会手続きを行った学術団体をもって構成する。

- 2 学術団体は、本連合における代表者（当該学術団体の長または相当する者）および代理者をそれぞれ1人置く。
- 3 代表者は、当該学術団体を代表し、本連合の会議等に出席する。
- 4 代理者は、代表者の代理を務めることができる。

〔役員〕

第5条 本連合に、次の役員を置く。

- (1) 世話人 1人
 - (2) 副世話人 2人
 - (3) 監事 1人以上2人以内
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3期連続することはできない。

- 3 世話人および監事は構成学術団体の互選とする。
- 4 副世話人は、世話人の指名とする。
- 5 世話人は、本連合を代表し、会務を処理する。世話人の下に、本連合の事務局を置き、連絡調整・会計等の事務を担当する。
- 6 副世話人は、世話人を補佐し、世話人に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 監事は、本連合の活動および会計について監査する。

〔会議〕

第6条 本連合の会議は、全体会および役員会の2種とする。

- 2 全体会は、本連合に入会している全学術団体をもって構成し、年1回以上開催する。全体会の定足数は、学術団体総数の3分の2以上とする。全体会の決議は、出席した学術団体の過半数をもってこれを決する。
- 3 役員会は、役員をもって構成し、年1回以上開催する。役員会は全役員の出席を原則とする。役員会の決議は、全役員の合意を原則とする。
- 4 会議は世話人が招集する。
- 5 会議の議長は世話人がこれを務める。
- 6 会議の議事については、議事録を作成する。全体会の議事録は、議長および全体会において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。役員会の議事録は、議長および出席した全員が記名押印または署名しなければならない。
- 7 会議の出席にかかる旅費等は、学術団体の負担とする。

〔会計〕

第7条 本連合の会計は、構成学術団体の入会金、年会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 本連合の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔入会金および年会費〕

第8条 本連合の入会金は10,000円、年会費は10,000円とする。

- 2 既納の入会金ならびに年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

〔内規〕

第9条 この規約の施行について必要な内規は、全体会の決議を経て、これを定める。

〔規約の変更〕

第10条 本規約の変更は、構成学術団体の3分の2以上の賛成を得て行う。

附則

- 1 本規約は、本連合の設立の日（2017年1月21日）から施行する。
- 2 本連合の設立当初の役員は、別表のとおりとする。また、設立当初の役員の任期は、第5条の規定にかかわらず、本連合の設立の日から2019年3月31日までとする。
- 3 本連合の設立当初の構成学術団体は、別表のとおりとする。
- 4 本連合の設立当初の会計年度は、本連合の設立の日から2018年3月31日までとする。
- 5 本連合の設立当初の事務局は、日本栄養改善学会事務所（東京都港区三田3-4-18 二葉ビル904号）の中に置く。

別表 設立当初の役員

世話人 日本栄養改善学会（武見ゆかり理事長）
副世話人 日本栄養・食糧学会（下村吉治会長）
 日本病態栄養学会（清野裕理事長）
監事 日本アミノ酸学会（加藤久典会長）

別表 設立当初の構成学術団体（15 学術団体）

日本アミノ酸学会
日本栄養改善学会
日本栄養学教育学会
日本栄養・食糧学会
日本給食経営管理学会
日本外科代謝栄養学会
日本健康・栄養システム学会
日本在宅栄養管理学会
日本脂質栄養学会
日本静脈経腸栄養学会
日本食物繊維学会
日本スポーツ栄養学会
日本ビタミン学会
日本病態栄養学会
日本臨床栄養学会

日本栄養学学術連合の入会に関する内規

1. 日本栄養学学術連合（以下、本連合）に入会を希望する学術団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、本連合事務局に申し込む。
2. 本連合事務局は、学術団体から入会申込があった場合、直ちに世話人にその旨を報告する。
3. 世話人は学術団体からの入会申込について、速やかに次の審査を行う。
 - (1) 日本学術会議協力学術研究団体からの入会申込については、役員の審議で入会の可否を決定する。
 - (2) 前述以外の学術団体からの入会申込については、全構成学術団体のメール審議をもって、入会の可否を決定する。また前述以外の学術団体は、その名称が「学会」であることを原則とする（研究会、協議会、協会等の名称の団体は原則として本連合の加入対象としない）。
4. 本連合事務局は世話人の命により、入会申込の可否を当該学術団体に通知する。入会を認めた学術団体には入会金、当該年会費の請求を同時に行う。
5. 本連合事務局が入会金ならびに当該年会費の入金を確認した日をもって、本連合の構成学術団体とする。

付則

1. 本内規は、2017年1月21日から施行する。
2. 本内規の変更は、構成学術団体の3分の2以上の賛成を得て行う。